

# 美浦村議会基本条例 検証シート

整理番号	見出し	条	項	号	条文	取り組み状況 課題・問題点	検証課題	達成状況	条例改正如何	今後の取り組み・改善策 改正条文(案)
前文										
1		-	-	-	日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、美浦村議会(以下「議会」という。)は、合議制の議事機関として、村長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して、住民の意思を村政に反映させるという役割及び責任を担っている。 そのため議会は、公平性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な住民参加の推進、議員間の自由討議の展開、村長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議員活動を支える体制の整備等について定めることにより、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会、住民に身近な信頼される議会を目指して行かなければならない。 よって議会は、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、住民福祉の向上のために全力を挙げて住民の負託に応えることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。		0 検証対象外 1 A 達成 3 B 概ね達成 2 C 一部達成 0 D 未達成			
↓										
							5 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく 1 2 達成に向けて今後の取り組みを検討する 0 3 条文を改正する 0 4 その他			
第1章 総則										
2	目的	1	-	-	この条例は、美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、住民自治を基本に、議会の活性化と機能強化を図るための議会運営の基本事項を定めることを目的とするものである		2 検証対象外 0 A 4 B 0 C 0 D	→	4 1 0 2 0 3 0 4	
第2章 議会・議員の活動原則										
3	議会活動の原則	2	1	-	議会は、村民主権を基礎とする村民の代表機関としての自覚を持って議会活動に専念するものとする。		0 検証対象外 2 A 3 B 1 C 0 D	→	4 1 2 2 0 3 0 4	
4			2	-	議会は、常に公平性・透明性・信頼性を確保し、村民に開かれた議会を目指すこと。		1 検証対象外 1 A 3 B 1 C 0 D	→	3 1 2 2 0 3 0 4	
5	議員の活動原則	3	1	-	議員は、議会が言論の府あること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。		0 検証対象外 4 A 2 B 0 C 0 D	→	4 1 2 2 0 3 0 4	
6			2	-	議員は、議会の構成員として、一部団体や地域の代表にとどまらず、村民全体の福祉の向上及び村政の発展を目指して活動しなければならない		0 検証対象外 2 A 4 B 0 C 0 D	→	5 1 1 2 0 3 0 4	
7			3	-	議員は、村政全般について、課題及び村民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質向上を図るために、不断の研さんに努める。		0 検証対象外 3 A 2 B 1 C 0 D	→	3 1 3 2 0 3 0 4	
第3章 村民と議会との関係										
8		4	1	-	議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		0 検証対象外 0 A 6 B 0 C 0 D 0 検証対象外	→	4 1 2 2 0 3 0 4	

9		2	—	議会は、本会議の他、常任委員会、特別委員会を原則公開とする。	5 1 0 0	A B C D	→	5 1 0 0	1 2 3 4
10	村民参加と住民との連携	3	—	議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、村民の専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させることができる。	0 1 4 0 1	検証対象外 A B C D	→	2 4 0 0	1 2 3 4
11		4	—	議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。	0 5 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	5 1 0 0	1 2 3 4
12		5	—	議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して村民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。	0 4 2 0 0	検証対象外 A B C D	→	3 3 0 0	1 2 3 4
13	議会報告会	5	1	—	0 5 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4
14		2	—	議会は、村政全般にわたって議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。	0 3 3 0 0	検証対象外 A B C D	→	3 3 0 0	1 2 3 4
第4章 議会と村長等との関係									
15	村長等との関係	6	1	—	0 5 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4
16		2	—	議会の本会議において村長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て質問の趣旨を問うことができる	1 4 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	4 1 0 0	1 2 3 4
17	村長による政策等の形成過程の説明	7	1	村長は、議会に計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、より一層、深まりのある議論ができるように、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努める。 (1) 政策等の発生源	0 5 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4
18			(2)	検討した他の政策案等の内容	0 3 2 1 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4
19			(3)	他の自治体の類似する政策との比較検討	0 3 2 1 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4
20			(4)	総合計画における根拠又は位置づけ	0 3 2 1 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4

21	村長による政策等の形成過程の説明		(5)	関係ある法令等	0 検証対象外 4 A 2 B 0 C 0 D	5 1 1 2 0 3 0 4
22			(6)	政策等の実施に係わる財源措置	0 検証対象外 2 A 4 B 0 C 0 D	4 1 2 2 0 3 0 4
23			(7)	将来にわたる政策等のコスト計算	0 検証対象外 2 A 3 B 1 C 0 D	4 1 2 2 0 3 0 4
24			2	—	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	0 検証対象外 4 A 2 B 0 C 0 D
25	8	—	—	0 検証対象外 4 A 2 B 0 C 0 D	5 1 1 2 0 3 0 4	
26	議会の議決事件	9	1	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である議会が、村政における重要な計画の決定に参画する観点から、次のとおり定めるものとする。	0 検証対象外 3 A 3 B 0 C 0 D	5 1 1 2 0 3 0 4
27				(2)	前号に規定するもののほか、美浦村の行政運営上重要かつ村民の福祉向上に密接に関係する計画	0 検証対象外 3 A 2 B 0 C 1 D
第5章 議会機能の充実・強化						
28	自由討議による合意形成	10	1	—	0 検証対象外 4 A 1 B 0 C 1 D	3 1 3 2 0 3 0 4
29				2	—	0 検証対象外 3 A 1 B 2 C 0 D
30	調査機関の設置	11	1	—	0 検証対象外 3 A 3 B 0 C 0 D	4 1 2 2 0 3 0 4
31				2	—	1 検証対象外 4 A 1 B 0 C 0 D
32		12	1	—	0 検証対象外 4 A 2 B 0 C 0 D	4 1 2 2 0 3 0 4

33	議会事務局の体制	2	—	議長は、法第138条第5項の規定に基づく任免権を行使する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ村長と協議するものとする	0 5 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	5 1 0 0	1 2 3 4	
34		3	—	議長は、前項に規定する議会事務局の職員人事に関し、議会改革、議会機能の充実・強化の観点から、適正な期間の職員の確保に努めることとする。	0 4 2 0 0	検証対象外 A B C D	→	5 1 0 0	1 2 3 4	
35		4	—	議会事務局の職員は、議員のパートナーとして、議員を補佐するのみにとどまらず、執行部とのパイプ役に努め、ともに村民生活の安心・安全の向上という議会の使命を果たすべきことを自任し、職務に当たるものとする。	0 5 0 1 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4	
36	条例の理念の浸透	13	—	—	0 3 1 2 0	検証対象外 A B C D	→	4 2 0 0	1 2 3 4	
37	危機管理の体制	14	—	—	0 2 4 0 0	検証対象外 A B C D	→	3 3 0 0	1 2 3 4	
第6章 議員の身分・待遇										
38	議員定数	15	1	—	議員定数は、別に条例で定める。	6 0 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	0 0 0 0	1 2 3 4
39		2	—	議員定数の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、議員の活動の評価等に関して村民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することができる	2 2 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	3 1 0 0	1 2 3 4	
40		3	—	議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正の理由を付して必ず議員が提案するものとする	0 0 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	0 0 0 0	1 2 3 4	
41	議員報酬	16	1	—	議員報酬は、別に条例で定める。	5 1 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	0 1 0 0	1 2 3 4
42		2	—	議員報酬の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、議員の活動の評価等に関して村民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することができる。	3 3 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	1 2 0 0	1 2 3 4	
43		3	—	議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正の理由を付して必ず議員が提案するものとする。	4 2 0 0 0	検証対象外 A B C D	→	2 0 0 0	1 2 3 4	
44	議員の政治倫理	17	—	—	1 4 1 0 0	検証対象外 A B C D	→	5 0 0 0	1 2 3 4	
第7章 最高規範性及び見直し手続き										

45	最高規範性	18	1	—	この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等(以下「条例等」という。)を制定してはならない。	1	検証対象外		5	1
			5	A		0	2			
46		18	2	—	議会は、議会に関する日本国憲法及びその他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。	0	検証対象外		6	1
			1	B		0	2			
47	議会および議員の責務	19	—	—	議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。	0	検証対象外		6	1
			1	B		0	2			
48		20	1	—	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会地方自治研究会において検討するものとする。	1	検証対象外		4	1
			4	A		1	2			
49	見直しの手続き	20	2	—	議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	1	検証対象外		5	1
			0	B		0	2			
50		20	3	—	議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	3	検証対象外		3	1
			0	A		0	2			